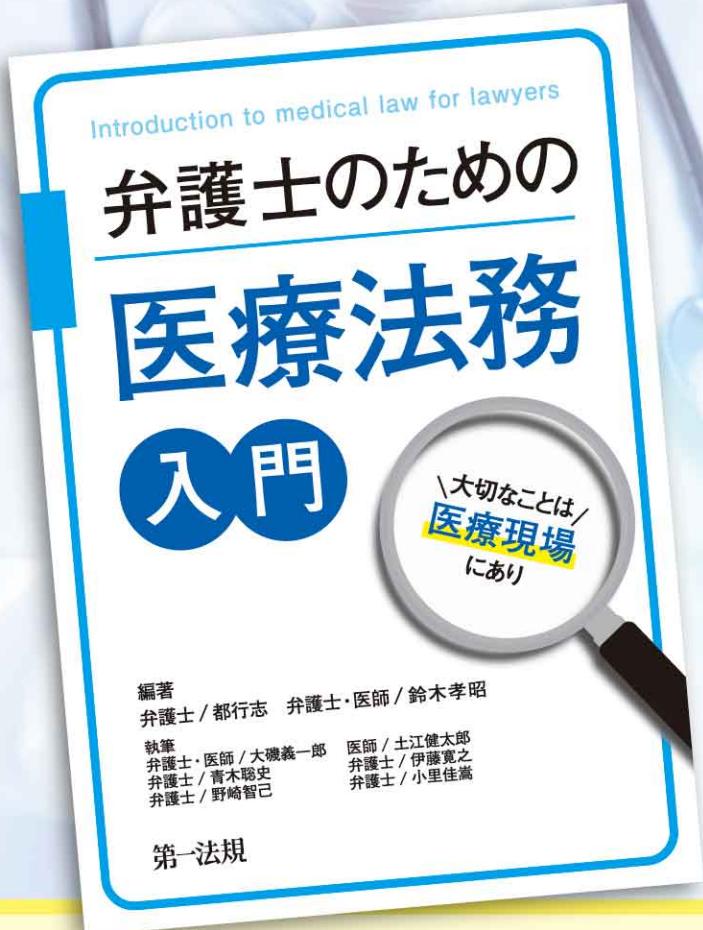


医師や医療機関とのかかわり方がわかる 弁護士のための医療法務入門書！

弁護士のための 医療法務入門



\大切なことは/
医療現場
にあり

都行志・鈴木孝昭 編著

A5判・324頁 定価：本体3,400円+税

本書の特長

医療機関の顧問弁護士が、医師や医療機関とのかかわり方について、自身の経験をもとに具体例を用いて解説！

実務の前提として最も重要なことは、医師や医療機関を理解することであることをわかりやすく解説！！

医療事故対応や労働問題等の医療法務の具体的な実務とともに、弁護士として医師や医療機関とどうかかわるべきか、医療法務に不安なく対応できるようになる唯一の書!!!

目次

第1章 医療現場の実態を知る

- はじめに
- 「医師の常識」と「弁護士の常識」の乖離
- 医師とコミュニケーションをとる
- 医師に医療のことを教わる場合の心構え
- わからないことは医療関係者に聞こう
- なぜ、医療機関の顧問の需要が高まっているのか

第2章 医師との良好な関係の築き方

- 医療法務に関わる弁護士に必要な「最低限の知識」とは
- はじめて医療機関の顧問をもった弁護士が
気を付けるべきポイント

第3章 医療法務の実務を知ろう

- 医療法務の実務を知ろう

第4章 医療現場で気を付けてもらうポイントを知る

- クレーム対応
- 就業規則等
- インフォームド・コンセント(説明と同意)
- ハラスマント対策
- 謝罪について
- 診療記録の開示請求への対応
- 個別指導への対応
- カルテの書き方
- 医療機関のM&A
- 産業医

第5章 医療訴訟はいらない？

- なぜ、医療訴訟は起きるのか
- 患者側の弁護士と医療機関側の弁護士それぞれの苦悩
- 医療訴訟の未来



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 ☎107-8560
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

2 はじめて医療機関の顧問をもった弁護士が気を付けるべきポイント

■ 1 定期的にコミュニケーションをとる

医療機関の顧問を行うにあたって、まず大切にしてほしいのは、定期的に医療機関を訪問するか、何かしらの形で定期的な交流を持つことです。

可能であれば、直接訪問をする方が望ましいと思います。定期的に弁護士によって医療安全に関するセミナーを行うのも大切です。

また、弁護士は医療機関からの質問を待っているだけでなく、積極的に問い合わせをもっていくようにしましょう。コミュニケーションをとるために、待っていてはダメです。定期的な訪問の際には、現場を見せてもらい、わからないことはしっかり教えてもらいましょう。

さらに、しばらく連絡がない医療機関に対しては、こちらから連絡をしてみましょう。医師や医療関係者は自分から弁護士に連絡をすることは敷居が高いと感じています。何回か郵便を越えて弁護士からクセがあれば、良いコミュニケーションが取れるようになりますことでしょう。

■ 2 医療機関からの質問に対する回答を後回しにしない

医療機関のスタッフ等から質問をされた場合には、その質問に対する回答は即答してあげてください。もし即答できないような質問の場合には前提となる知識について医療関係者にレクチャーしてください。弁護士と異なり、医療関係者は迫って回答するという感覚はありません。

医師は、前の前にいる患者の診療を行なうにあたり、検討して迫って連絡しますということはできず、その場その場で最終の選択を瞬時に行なうことを日常的にしているので、迫って回答するくらいはないよ……と

いう感覚なことが多いです。これは医療スタッフも同様と考えられます。

この時、即答するわけですから、100点の回答をする必要はありません。ただし、勘違いされてもいけないので、様々な可能性があることを指摘してください。このあたりは、経験を積んで、どのような質問の際にどのように回答したらよいかについての感覚を磨いてください。

■ 3 医療関係者に書面でのやり取りを強要しない

顧問弁護士として、医療スタッフから質問をされた場合に絶対にやつてはいけないことは、質問を書面でまとめてください、という回答をすることです。医師や医療関係者は書面を作ることに慣れていません。日々カルテや診療情報提供書、診断書等の書面は作成していますが、これらは医師特有のものがある文書であり、医師は基本的に患者をはじめとして口頭で接することが多く、弁護士のように大事なことは書面でやりとりするという習慣はありません。ましてや、弁護士相手に書面を作成することは医療関係者にとって負担でしかありません。さらに看護師等にとっては、それ自体、業務負担の加重になってしまいますので、このあたりは特に強く意識してください。

もちろん、対患者や対家族については、必要に応じて書面のやり取りをしなければならないのは言うまでもないことを付言しておきます。

■ 4 アソシエイトに丸投げしない

医師や医療関係者は、顧問料を支払っている弁護士が担当だと思っています。したがって、アソシエイト任せなどにはしないでください。任せるとともに、常に進捗状況を把握していくください。これは、訴訟についても同様です。医師は、研修医や下の医師に仕事をさせる文化があります。アソシエイトを使った場合に、医師は自分が弁護士から悪い扱いをされたと考る場合があります。もちろん、アソシエイトを使い

80 第2章 医師との良好な関係の築き方

医療法務に
不安なく
対応できる
唯一の書!!

3 インフォームド・コンセント (説明と同意)

(Aさんは、都内の総合病院の事務局長を務めている。ある日、院内で使用している同意書などの文書の見直しを行なうこととなり、その内容について頭を悩ませていた。そこで、どのように直直しを行なべきか相談するために病院の顧問弁護士であるB弁護士に相談することとした。)

A: 近年、インフォームド・コンセントが重要という話をよく耳にしますが、具体的によくわかりません。
B: あなたはインフォームド・コンセントをどのように理解していますか?
A: 要は同意を取るということだと思いますので、所定の同意書にサインをもらうようにしています。
B: それだけはインフォームド・コンセントの理解としては不十分かもしれませんね。インフォームド・コンセントは「説明と同意」と訳されるように、同意だけではなく同意を得るための過程である「説明」も非常に重要です。
A: なるほど。
B: では、仮に、同意をもらわずに手術などを実施するとの法的にはどのような問題が発生すると思いますか?
A: そうですね、クレームになると思いますが、それ以上のことはよく分かりません。
B: 手術をするということは、例えば、メスを入れることになりますがこのような行為を同意なく行なうことは許されるでしょうか?
A: 許されないと私は思います。そうなると、損害賠償も問題になります

そうです。

B: そうですね。それでは、インフォームド・コンセントと同意書を取る意義・目的をよく理解するために、インフォームド・コンセントとは何かを理解したうえで、実際に同意書をもらう場合に医師・看護師が気を付ける点について、実際の事例も参考にしながら確認してみることにしましょう。

■ 1 インフォームド・コンセントの意義

(1) インフォームド・コンセントとは

ア インフォームド・コンセントの定義

インフォームド・コンセント(Informated Consent)とは、一般に「説明と同意」と訳されることもありますが、医療行為に伴う医療従事者と患者との間でなされるインフォームド・コンセントについては、医療行為に際しては十分な説明に基づく患者の同意を得なければならないという原則を意味するものとされています。

イ インフォームド・コンセントの理念

インフォームド・コンセントは、患者が自らの意思で医療行為を受けるか否かを決定することができる権利、すなわち自己決定権を最大限尊重する理念に基づいています。

患者の身体に対する侵襲を伴う医療行為について、それ自体でみれば刑法上の傷害罪や民法上の不法行為に該当し得るところ、医療行為として正当化されている根拠としては、患者が自らの意思で当該医療行為を受けることを選択したこと（自己決定権の尊重）を重視する見解が一般的です⁽¹⁾。

(1) 医療行為として正当化されるためには、インフォームド・コンセントがあることに加えて、当該行為が医学的・倫理的にも適合するものであり（医学的適性）、かつ、手段として正当なものである（医療的正当性）ことが必要であると解されています（田辯综合法律事務所編「医療・診療所経営の法律相談」青林書院（2013年）480頁参照）。

詳細・お申し込みはコチラ → 第一法規ストア 検索

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

書名	価格	部数
弁護士のための医療法務入門～大切なことは医療現場にあり～ [069526]	定価 3,740円（本体 3,400円）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日の適用税率に依ります。

①上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。）□代金引換により支払います。□現品到着後請求書により支払います。

※代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

年 月 日

〒

—

ご住所

—

□公用

□私用

事務所名

—

フリガナ

—

ご氏名

—

TEL

—

—

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書類の送達、アフターサービス、弊社製品・サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての削除、修正、削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤル 010-200-203-696 FAX:010-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印